

地域未来投資促進法関係 事務手続きの流れ

〔課税の特例の適用を受ける場合〕

①地域経済牽引事業計画申請に係る事前相談【事業者】	手続き内容	申請期限等
② 地域経済牽引事業計画の承認申請書作成【事業者】	①県産業政策課への事前相談 ・事業計画(投資計画)や計画承認要件等の確認	
③ 地域経済牽引事業計画の承認申請書提出【事業者→県】	②承認申請書の作成 ・事業者において承認申請書案の作成 ・県において承認申請書案の内容を確認	
④ 地域経済牽引事業計画の承認【県→事業者】	③承認申請書の提出 ・承認申請書及び関係書類を県に提出	・施設の工事着工前 ・設備の発注前 (約1月前)
⑤ 工事着工（施設を建設する場合）【事業者】	④地域経済牽引事業計画の承認 ・県から承認通知を事業者へ送付	
⑥課税の特例に係る確認申請書の作成【事業者】	⑥確認申請書の作成 ・事業者において確認申請書案の作成	
⑦ 課税の特例に係る確認申請書の提出【事業者→国】	・国において確認申請書案の内容確認 ⑦確認申請書の提出 ・確認申請書及び関係書類を国に提出	
⑧ 課税の特例に係る確認【国→事業者】	⑧課税の特例に係る確認 ・国から確認書を事業者へ送付	・施設、設備の取得前 ※国に課税の特例に係る確認を受けた後に取得した設備等が課税の特例の対象 ※国の課税特例に係る確認のスケジュールは、経済産業省ホームページで確認 ※国の課税の特例に係る確認日は申請期限の約1月後
⑨ 施設・設備の取得【事業者】		